

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日が休日には、その翌日)

県立専修職業訓練校の名称の変更に伴う所要の改正をすることとした。

3 権限の委譲に伴う規定の整備

(一) 産業廃棄物処理業の許可関係事務のうち保管行為を含まない収集運搬業に係るものと保健所長に委任することに伴う所要の改正をすることとした。

目次

◆規則

規則の一部を改正する規則(人事課)
▽鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則

◆公布された規則のあらまし

▽鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)

1 法令改正に伴う規定の整備

老人福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び精神薄弱者福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち、居宅生活支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止の命令に関する事務を部長専決事項とし、報告の請求等に関する事務を課長専決事項とすることとした。
組織改正に伴う規定の整備

2 組織改正に伴う規定の整備

県立専修職業訓練校の名称の変更に伴う所要の改正をすることとした。

3 権限の委譲に伴う規定の整備

(一) 産業廃棄物処理業の許可関係事務のうち保管行為を含まない収集運搬業に係るものと保健所長に委任することとした。
組織改正に伴う規定の整備

の許可等に係る事務を土木事務所長に委任することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

規則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古居 優治

鳥取県規則第二十七号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三総務管財課の項部長専決事項の欄中第六号を削り、第七号を

第六号とし、第八号を第七号とする。

別表第三社会課の項部長専決事項の欄第四号(二)中「第四十条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第四十条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業の制限又は停止の命令

別表第三社会課の項部長専決事項の欄第五号(一)中「行なう」を「行う」に改め、同号中(八)を(九)とし、同号(二)中「第三十九条」を「第三十九条第二項」に、「実地監督の実施」を「関係者への質問若しくは施設等への立入検査の実施」に改め、同号中(七)を(八)とし、(八)の次に次のように加える。

(七) 第三十九条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業を行なう者に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは事務所等への立入検査の実施

別表第三高齢者対策課の項部長専決事項の欄第一号(一)中「第十五条第四項」を「第十五条第三項」に改め、同号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第十八条の二第一項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等に対する事業の制限又は停止の命令

別表第三高齢者対策課の項部長専決事項の欄第一号中(三)の次に次のように加える。

(四) 第二十九条第四項の規定による有料老人ホームの設置者に対する改善措置の命令

別表第三高齢者対策課の項部長専決事項の欄第一号(一)中「第十六条第

二項」を「第十六条第三項」に改め、同号中(イ)を削り、(イ)を(イ)とし、四
を(イ)とし、同号(イ)中「第十八条」を「第十八条第二項」に、「実地監督
の実施」を「関係者への質問若しくは施設への立入検査の実施」に改め、
同号中(イ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(三) 第十八条第一項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等
に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは事務所等への立
入検査の実施

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第一号中(イ)を(イ)とし、(イ)を
(イ)とし、同号(イ)中「第四十六条第三項」を「第四十六条第四項」に改め、
同号中(イ)を(イ)とし、(イ)を(イ)とし、(イ)の前に次のように加える。

(イ) 第三十四条の五第一項の規定による児童居宅生活支援事業の制
限又は停止の命令

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第三号を次のように改める。

三 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十五条
の六(第十九条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定
による母子家庭居宅介護等事業の制限又は停止の命令

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第六号を第七号とし、第
五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の
三の規定による精神薄弱者居宅生活支援事業の制限又は停止の命令
別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第一号中「第五十三条の
二」を「第五十三条の三」に改め、同号中(イ)を(イ)とし、同号(イ)中「第二
項」を「第三項」に改め、同号中(イ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加え
る。

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第二号(イ)中「変更の許可」
の下に「(保管行為を含まない収集運搬業に係るものを除く。)」を加
える。

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第二号の二中(イ)を削り、(イ)
を(イ)とし、(イ)から(イ)までを一括り上げ、同項課長専決事項の欄第三
号中(イ)を(イ)とし、(イ)を(イ)とし、(イ)を(イ)とし、(イ)の前に次のように加える。

四 第三十四条の四第一項の規定による児童居宅生活支援事業を行
う者に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは事務所等へ
の立入検査の実施

三 母子及び寡婦福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に
掲げるもの

(イ) 第十一条(第十九条の二第三項において準用する場合を含む。)
の規定による母子福祉団体に対する資金の貸付けの決定

(イ) 第十五条の五第一項(第十九条の三第三項において準用する場
合を含む。)の規定による母子家庭居宅介護等事業を行う者に対
する報告の請求又は質問若しくは事務所への立入検査の実施

別表第三児童家庭課の項課長専決事項の欄第七号を次のように改める。

七 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に基づく知事
の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(イ) 第十六条第一項第三号の規定による職親の認定
(イ) 第二十二条の二第一項の規定による精神薄弱者居宅生活支援事
業を行う者に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは事務
所等への立入検査の実施

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄第二号(イ)中「変更の許可」
の下に「(保管行為を含まない収集運搬業に係るものを除く。)」を加
える。

(一) 第五条の規定による貸金業者の登録

別表第三労政訓練課の項部長専決事項の欄第五号中「鳥取県立専修職業訓練校規則」を「鳥取県立高等技術専門校規則」に改める。

別表第三道路課の項部長専決事項の欄第一号(同中「第十九号(八)」を「第十九号(四)」に改める。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十一号を次のように改める。

十一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の承認

(二) 第四条第七項の規定による建築主事の所轄区域の指定

(三) 第九条第一項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令

(四) 第九条第七項(第十条第二項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令

(五) 第九条第九項(第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令又は当該命令の取消し

(六) 第九条第十項の規定による緊急の必要がある場合の違反建築物に係る作業の停止の命令

(七) 第九条の三第一項の規定による違反建築物の設計者等の氏名等の通知

(八) 第十条第一項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害

である建築物の除却等の命令

(九) 第十一条第一項の規定による公益上著しく支障がある建築物の除却等の命令

(一) 第十六条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求

(二) 第十八条第九項の規定による建築物の屋根を不燃材料で造り、又は要請

(三) 第二十二条の規定による建築物の指定並びに当該区域の指定についての都市計画審議会の意見の聴取及び関係市町の同意の取得

(四) 第四十二条第一項第四号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定

(五) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定

(六) 第四十四条第一項第四号の規定による道路内等の建築制限を緩和する建築物の建築等の許可

(七) 第四十五条第一項の規定による私道の変更等の禁止又は制限

(八) 第四十六条第一項の規定による壁面線の指定

(九) 第四十七条ただし書の規定による壁面線を越えた建築物の壁等の建築の許可

(十) 第四十八条の規定による用途地域内における建築物の建築の許可

(十一) 第五十一条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可

(十二) 第五十二条第一項の規定による延べ面積の敷地面積に対する割合の制限を強化する区域の指定

- (三) 第五十二条第四項から第六項までの規定による延べ面積の敷地面積に対する割合の制限の緩和の許可
- (四) 第五十五条第三項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可
- (五) 第五十六条第二第一項ただし書の規定による日影による高さの制限を緩和する中高層の建築物の建築の許可
- (六) 第五十九条第一項第三号の規定による高度利用地区内の延べ面積の敷地面積に対する割合等の制限を解除する建築物の建築の許可
- (七) 第五十九条第四項の規定による高度利用地区内の建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可
- (八) 第五十九条の二第一項の規定による延べ面積の敷地面積に対する割合等の制限を緩和する建築物の建築の許可
- (九) 第六十八条の四第四項の規定による住宅地高度利用地区計画の区域内の建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可
- (十) 第六十八条の五第二項の規定による再開発地区計画の区域内の建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可
- (十一) 第六十八条の七第一項の規定による予定道路の指定
- (十二) 第七十三条第一項の規定による建築協定の認可
- (十三) 第七十四条第一項の規定による建築協定の変更の認可
- (十四) 第七十六条第一項の規定による建築協定の廃止の認可
- (十五) 第七十六条の三第二項の規定による一の所有者の土地を区域とする建築協定の認可

- (十六) 第八十四条の規定による被災市街地における区域の指定又は建築物の建築の制限若しくは禁止又は当該制限若しくは禁止の期間の延長についての建設大臣への承認の申請
- (十七) 第八十五条第一項の規定による建築物の応急の修繕等をすることができる区域の指定の承認
- (十八) 第九十条の一第一項の規定による工事中の特殊建築物等の使用とができる区域の指定の承認
- (十九) 第九十条の二第一項の規定による欄第七号を次のように改める。建築基準法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもとの禁止等の命令
- 七、建築基準法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの実施
- (一) 第九条第四項の規定による違反建築物の所有者等に対する聴聞
- (二) 第十四条第一項の規定による建設大臣に対する助言等の要求
- (三) 第十四条第二項の規定による建築主事を置く市町村長に対する勧告等の実施
- (四) 第十五条第三項の規定による建築統計の作成及び当該建築統計の建設大臣への送付
- (五) 第四十四条第一項第三号の規定による道路内等の建築の制限を緩和する地区計画等区域内の道路の上空等に設ける建築物の認定
- (六) 第四十八条第九項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者に対する聴聞の実施
- (七) 第五十五条第二項の規定による高さの限度を十二メートルとする建築物の承認

(八) 第五十七条第一項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の承認

(九) 第六十八条の四第一項の規定による住宅地高度利用地区計画の区域内の延べ面積の敷地面積に対する割合の制限を適用しない建築物の承認

(一) 第六十八条の四第二項の規定による住宅地高度利用地区計画の区域内の建築面積の敷地面積に対する割合の制限を適用しない建築物の承認

(二) 第六十八条の四第三項の規定による住宅地高度利用地区計画の区域内の第一種住宅専用地域の建築物の高さの限度を適用しない建築物の承認

(三) 第六十八条の五第一項の規定による再開発地区計画の区域内の延べ床面積の敷地面積に対する割合の制限を適用しない建築物の承認

(四) 第七十四条の二第三項の規定による建築協定区域内の土地が当該建築協定区域内から除かれたことを知つた旨の公告

(五) 第八十六条第一項(第八十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定による総合的設計による同一敷地内建築物の位置等の承認

(六) 第八十六条第三項(第八十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定による総合的設計による同一敷地内建築物以外の建築物の位置等の認定

(七) 第八十六条第七項の規定による総合的設計による耐火建築物等とみなされる建築物の位置等の承認

(四) 第八十六条第九項の規定による第一種住居専用地域内における容積率等の制限を適用しない建築物の位置等の承認
別表第三建築課の項課長専決事項の欄第八号(一)中「改良便槽の特殊構造についての認定」を「特殊な構造による改良便槽の承認」に改め、同号中(二)及び(三)を次のように改める。

(二) 第四十八条第二項第三号の規定による特殊な構造方法による校舎の承認

(三) 第百十五条の二第一項第四号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の承認

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第八号(四)中「第百二十九条の三第一項ただし書」を「第百二十九条の三第一項第二号」に、「構造による」を「建築物に設ける」に、「認定」を「承認」に改め、同号(四)を次のように改める。

(五) 第百三十一条の二第一項の規定による街区の指定

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項第三号(一)中「第十八条」を「第十八条第四項」に改め、同号中(一)を削り、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、同項第四号中

(二)を削り、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 第十五条の三第二項及び第三項の規定による精神薄弱者更生施設等への短期間入所の措置の実施及び日常生活用具の給付等の措

置の実施

別表第二福祉事務所長の項第十六号中(八)を(九)とし、同号(七)中「第五十

三条の二」を「第五十三条の三」に改め、同号中(七)を(八)とし、同号(六)中「第二項」を「第三項」に、「徵収、実地監督」を「請求又は関係者への質問若しくは施設への立入検査」に改め、同号中(六)を(七)とし、(四)の次に次のように加える。

(六) 第二十一条の十第四項の規定による日常生活用具の給付等の措置の実施

別表第二児童相談所長の項第一号中(八)を削り、(七)を(八)とし、(二)から(六)までを一ずつ繰り下げ、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 第二十一条の十第三項の規定による肢体不自由児施設等への短期間入所の措置の実施

別表第二児童相談所長の項第二号(一)中「第九条の五」を「第九条の六」に改め、同号(二)中「第九条の七」を「第九条の八」に改める。

別表第二保健所長の項第六十四号中(九)を(十)とし、(五)から(八)までを一ずつ繰り下げ、(四)の次に次のように加える。

(五) 第十四条第一項及び第五項の規定による産業廃棄物処理業の許可及びその範囲の変更の許可（保管行為を含まない収集運搬業に係るものに限る。）

別表第二専修職業訓練校長の項中「専修職業訓練校長」を「高等技術専門校長」に改め、同項第二号中「鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例」を「鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例」に、「訓練校の利用」を「専門校の利用」に改め、同項第三号中「鳥取県立専修職業訓練校規則」を「鳥取県立高等技術専門校規則」に改め、同号(八)中「訓練生」を「生徒」に改める。

別表第二土木事務所長の項第十九号(六)中「第二項」を「第三項」に改

め、同号(二)中「第四十八条」を「第四十七条の四」に改め、同項第三十号(一)中「第七条の二第一項第一号」を「第七条の三第一項第一号」に改め、同号中(四)を(六)とし、(三)を(四)とし、(四)の前に次のように加える。

(四) 第二十六条第三項の規定による畜舎等の防火壁の設置の制限の緩和の認定

別表第一土木事務所長の項第三十一号中(二)を(三)とし、(二)の次に次のように加える。

(二) 第十二条第三項の規定による建築物の敷地構造等の報告の請求別表第二土木事務所長の項第三十一号の二を次のように改める。

三十の二 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第百四十四条第三項第二号の規定による隔壁の設置を要しない畜舎等の承認

(二) 第百三十一条の二第二項の規定による計画道路を前面道路とみなす建築物の認定

三十の三 鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第三十一号）第三条ただし書の規定による災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可

附則
この規則は、平成三年四月一日から施行する。